

修学旅行における体験学習料助成金について

対象者および条件

<対象者>

学校および旅行会社 ※旅行会社がまとめて申請

<条件>

次のすべてに該当する**修学旅行**を実施

- ・福井県内の宿泊施設に1泊以上
- ・福井県教育旅行ガイドブック「学び旅」に掲げる体験または公益社団法人福井県観光連盟が認める体験を実施

※施設見学のみやアトラクションは対象外です。ご不明な点等ございましたら福井県観光連盟（0776-23-3677）にお問合せください。

ホームページ

<福井県の教育旅行トップページ>

<https://www.fukue.com/business/educational/index.html>



<福井県の教育旅行助成金情報>

<https://www.fukue.com/business/educational/subsidy/index.html>



対象者	助成額
学校	修学旅行生徒1人1泊あたり1,000円を上限 ※1体験が1,000円未満の場合は、体験料に相当する額 ※上限額の範囲内で、複数の体験に対する助成も可能
旅行会社	学校に対する助成額の半額

助成額の計算方法（例）

○福井県に修学旅行で1泊する100人の学校

例1：2,500円の漁業体験をする場合

学校 上限1,000円×100人 = 100,000円

旅行会社 50,000円

例2：500円の坐禅体験をする場合

学校 500円×100人 = 50,000円

旅行会社 25,000円

例3：500円の坐禅体験と510円の化石発掘体験をする場合

学校 上限1,000円（500円+510円）×100人 = 100,000円

旅行会社 50,000円

○福井県に修学旅行で2泊し、2体験する100人の学校

例1：2,500円の漁業体験と2,000円のカヤックをする場合

学校 2,000円（上限1,000円×2泊）×100人 = 200,000円

旅行会社 100,000円

例2：2,500円の漁業体験と500円の坐禅体験をする場合

学校 1,500円（上限1,000円+500円）×100人 = 150,000円

旅行会社 75,000円

申請の流れ

旅行会社が右記書類を連盟に提出



連盟から交付決定通知書を旅行会社に送付



修学旅行実施後、旅行会社は右記書類を連盟に提出
(1か月以内)



連盟から額確定通知書を旅行会社に送付



連盟から旅行会社に助成金を交付 (学校分も含む)



旅行会社は学校に対する助成金を学校に交付

<提出書類>

- ・交付申請書 (様式第1号)
- ・修学旅行行程表 (任意様式)
※本県での体験学習内容、宿泊施設
等が明記されていること

<提出書類>

- ・実績報告書 (様式第2号)
- ・領収書または請求書の写し等の
体験料支払い証明書
- ・宿泊証明書 (別紙1)
※宿泊施設の押印必要
- ・修学旅行行程表 (任意様式)
- ・学校のアンケート
- ・旅行会社のアンケート
- ・請求書 (別紙2)